

社会福祉法人の

あり方を問い直す



社会福祉法人は法人税や固定資産税等が非課税となつていますが、現在、これを見直して課税しようという議論が進んでいます。

いま、なぜ、社会福祉法人への課税なのか。有識者等の解説を基に課税にともなう影響や、これからの課題を考えていきます。

これまでの議論の経緯

平成23年7月7日、日本経済新聞に「黒字ため込む社会福祉法人」との記事が掲載されたことが、今回の課税の議論の発端となりました。

この記事以降、厚生労働省、財務省等が調査を行い、社会福祉法人の決算の状況を各種審議会等で明らかにしてきました。

平成25年8月、社会保障制度改革国民会議（会長 清家篤慶広義塾長）は、「社会福祉法人については（中略）非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている」と提起。

次いで、財務省の財政制度等審議会 財政制度分科会（会長 吉川洋東京大学大学院教授）は平成26年5月、「社会福祉法人については、原則非課税の税制優遇措置や補助金の交付等により財政上優遇されている上、特別養護老人ホームの収支状況は他産業と比較しても極めて良好であり、巨額の内部留保の存在が指摘されている。（中略）

介護職員の処遇改善が求められているのであれば、まずは社会福祉法人等において内部留保を活用し、処遇改善を図っていく方策を講ずるべきである」とするなど、社会福祉法人の内部留保の用途に言及しています。

このような意見を背景に、内閣府税制調査会の法人課税ディスカッショングループ（座長 太田弘子政策研究大学院大学教授）は5月、「多様な事業主体が参画する介護事業と保育事業について、イコールフットリングの観点から見直す必要がある。」と提起。税制調査会（会長、中里実東京大学大学院教授）は6月、「法人税の改革について」の報告で、「特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、

民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）については、その取扱いについて見直しが必要である」としました。

社会福祉法人が行う事業への課税が導入される場合、財務省は12月を目前に必要な制度改正に着手すると見られ、社会福祉法人の存在意義を根幹から揺るがされることとなります。

社会福祉法人が非課税となつて いる根拠

ここでいわれている「イコールフットリング」とは、介護事業や保育事業について、ニーズの増大に対応するため、社会福祉法人だけではなく、民間の一般企業の参入を進めようとする中、法人税等の非課税等の社会福祉法人に対する優遇的な取扱いを止め、一般企業と同じ（イコール）取扱いにすべきではないかという考え方です。

特別養護老人ホームなどの介護事業は、平成12年の介護保険制度の導入時から、それまでの行政の委託を受けて行う「措置」から利用者との「契約」による事業へとサービス提供を行う仕組みが変わりました。

介護保険制度以前の介護事業は、法人税法上の「請負業」であったものの、「国又は地方公共団体の事務処理委託で実費であるものを除く」とされており、措置事業であった介護は、非課税の取扱いを受けてきました。

介護保険制度導入以後は、介護事業は法人税法上の「収益事業」のうち、医療保健業に位置付けられ、原則的には課税対象となりますが、社会福祉法人が行う介護事業については、「社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が行う医療保険業等一定のものを除く」との政令により、課税対象から除外され、引き続き非課税の扱いとなつていたのです。

内部留保とは何か

今回、問題となつている「内部留保」ですが、これは具体的に何を指しているのでしょうか。8月11日に開催された「社会福祉法人への課税に関する研修会」（講師 宮内眞木子税理士事務所所長 宮内眞木子氏）の講義を基に考えていきます。

全国老人福祉施設協議会（全国老協）が会員施設に対して行った調査により作成した、平均貸借対照表（平均定員約86・5人、資料1）によると、内部留保（440,454千円）の内訳は、①「施設整備補助金償却累計」（次期繰越活動収支差額の一部）、②「措置制度繰越金の残り」（積立金のうち介護保険制度導入前に保有していたもの）、③「介護保険事業利益累計」（介護保

除制度導入後の積立金と次期繰越活動収支差額の一部)で構成されています。

この内、約70%を占める①「施設整備補助金償却累計」(平均額303,423千円)は、行政から補助金を受けて建設した施設の減価償却費が仕訳された金額であり、現金として存在するものではありません。現預金として存在するのは、内部留保といわれるもののうちの約30%にあたる137,031千円となります。

さらに、貸借対照表上の現金預金は190,903千円となっていますが、社会福祉法人の設立に際しては、概ね2〜3か月程度の運転資金(現金平均63,300千円)を第3号基本金として寄附することが義務づけられており、この寄附による運転資金も常に保有していることから、現預金として実在する内部留保は、この現金預金から運転資金を差し引いた127,603千円となり、当初問題視された1施設当たり404,454千円の約3分の1の額でしかありません。

また、この127,603千円は介護保険制度開始から約13年間の累計の数字であり、単純に年数で割り返すと、単年度の平均黒字額は、現預金ベースで9,815千円となります。

厳しい財務状況

さらに、会計検査院が平成25年10月に厚生労働省に対して指摘している通り、多くの施設では、将来の施設の大規模改修や建て替え等に備えた目的積

立金が積立てられていない現状にあり、検査院の指摘に沿って、目的積立金を計画的に積み立てたり、現在、経営上の課題となっている福祉人材の確保を目的に職員の待遇改善のため人件費をさらに支出することになると、単年度の繰越金は、さらに少額となり、単年度収支としては、むしろ厳しい財務状況となります。このような状況からすると、「黒字(内部留保)を貯めこんでいる」という指摘は、その基となった考え方を精査し直す必要があります。

法人税課税の他への波及

今回は法人税の課税について議論が進められていますが、仮に法人税が課税となった場合、他に非課税となっている税金等についても、課税の議論が進むことが懸念されます。

前述のとおり、社会福祉法人は「黒字を貯めこんでいる」という指摘とは逆に非常に厳しい財務状況であり、さらに税負担が加わると、施設の存続そのものが危うくなることが危惧されます。

また、今回、高齢者にかかる介護保険事業をとらえて議論が進んでいます。これが課税となれば、社会福祉法人が行う介護保険事業を非課税とする考え方を援用している、障がい者福祉事業についても、課税とされることが危惧されます。

今回の議論の問題点とこれからの取組み

今回の議論は、介護にかかわる事業

に参入する多様な事業体が採用しているそれぞれの会計の考え方に、その細かな部分の摺り合わせも踏まえた比較が十分でない状態から始まっていますが、既に、国の規制改革会議や政府税制調査会で様々な指摘がされているところであることから、現状を正しく認識していただくための働きかけを行うことはもちろんのこと、このことに付随して指

「社会福祉法人会計基準」による特別養護老人ホームの平均貸借対照表 (平成25年3月31日現在) (単位:千円)

借方科目	金額	貸方科目	金額
流動資産	291,916	流動負債	53,039
現金預金	190,903	固定負債	195,490
未収金	73,915	(うち設備資金借入金)	165,085
その他	27,098	純資産	953,623
固定資産	910,235		170,854
土地	152,996	基本金	(3号基本金 63,300千円含む)
建物	607,050	国庫補助金等特別積立金	342,315
構築物等	33,279		
その他	116,910	積立金(内移行時積立金 12,625)	87,041
	(積立預金 12,625千円含む)	次期繰越利益	353,413
資産合計	1,202,151	負債・純資産合計	1,202,152

(内部留保) 440,454

内部留保の内訳

類型	金額	資産・預金の裏付け
施設設備補助金償却累計	303,423	無し(仕訳上の金額であり預金の裏付けなし)
措置制度繰越金の残り	12,625	(会計基準に基づく積立預金)
介護保険制度開始以降の累計利益	124,406	(現金預金等)
合計	440,454	

預金として現存 124,406

3号基本金(63,300)他

現存預金 190,903

① 63,300

= ② 127,603

単年度の内部留保増加額※③ 9,816

(例:3億円の大規模修繕費を20年で積立てる場合=15,000千円/年)

- ※①平均定員における設立時3号基本金となる寄付金想定額(当面の運転資金相当額)
- ※②上記の①寄付金(当面の運転資金)等を除く現預金ベースの内部留保(介護保険開始からの13年間の累計額)
- ※③単年度の預金の裏付けを伴う利益(大規模修繕・建替え等積み立てるべき資金を含む)





これまで培ってきた社会福祉法人の信頼をさらに高める

摘された事項に、真摯に対応していく必要があります。

たとえば、地域貢献に資する事業の整理と位置付けの明確化や、生活困窮者などへの支援を積極的に行うこと、中長期的資金計画の作成と計画に基づ



岩手県社会福祉法人経営者協議会会長
社会福祉法人みちのく協合理事長
関口 知男氏

高い公益性を踏まえた実践の促進

く目的積立金の積立て、そしてこれらを網羅した中長期の法人の経営計画の策定、分かりやすい財務諸表の作成と公表を含めたいわゆる取組みの「見える化」などです。

これらの取組みのほか、補助金適正

関口 知男氏

そもそも社会福祉法人は社会事業を行う公益法人として、行政に代わって社会福祉事業を行うことを目的に設立されたものです。それにより介護保険制度における利用者負担額の減免、生活困窮者の支援の取組みなど、今日までセーフティネット機能を担ってきました。

こうした歴史的な位置づけに反して、非課税措置を市場原理のみで廃止することを見越さずことができず。

社会保障制度改革国民会議で「非課税扱いされているに相応しい、国や地域への貢献が求められるべき」と指摘されました。

今後も福祉サービスの主た

る担い手として県民の期待に応えるには、今一度、経営者自身が法人経営のあり方を問い直し、社会福祉法人制度の原点に還った、高い公益性の発揮が強く求められると思っています。

明治期の東北大凶作の惨状を見かねて孤児院・養老院を創設した岩手の福祉の先駆者の小原源八氏の取組み（現・社会福祉法人小原慶福会）や、みちのくみどり学園（社会福祉法人岩手愛児会）の設立などに今一度心を傾けながら、

制度化された社会福祉事業を行うだけでなく、生活困窮者の生活支援や地域の福祉課題に幅広く対応し、地域の信頼と支援を得ていかなければな

化法等の法律の見直しや、共通ルールの明確化等が必要なものも少なくありません。これまで地域で培ってきた社会福祉法人の信頼をさらに高め、よりよいサービス提供と地域貢献ができるよう、できることから取組みを進めて

いく必要があります。ただし同時に、将来の大規模修繕や建て替え資金として、当然に保有すべき積立金が確保されていることを確認した上で、これらの地域貢献に関する事業計画を予算化することが必要です。

りません。利益を第一義としないことを、法人役員が意識すること、地域貢献についてはもつと力を注ぎ、例えば地域の人間で協力しあい、共同で地



岩手県高齢者福祉施設協議会会長
特養ホームさくららの施設長
渡辺 均氏

これからの介護と福祉を守るために

これまで国民の福祉を支えてきた歴史などの実態を軽視した社会福祉法人への課税の議論は、「内部留保金」の存在や「財務諸表等のネット公開の不十分さ」「地域貢献に資する事業の整理と位置づけの明確化」などが問題点となっています。

しかし、全国老協・老施協総研が毎年調査し報告する

域創生につながるような事業を創出することも考えられま。主体的な情報公開の取組みや、社会福祉事業にとどまらない公益的な実践は急務と

「収支状況等の報告書」では、多くの施設は将来の大規模改修や建て替え等に備えた目的積立金がなされていない現状にあります。

また、福祉人材確保のために人件費をさらに支出すると、単年度黒字額はむしろ厳しい状況となります。

こうした中で厚生労働省は「社会福祉法人の在り方等検

討会」報告書で、法人運営の透明性の確保とガバナンスの構築、地域ニーズに即した公益事業の実施など、法人事業体としての一層の前進・改革を明らかにしています。

また、各施設の理念に沿って、今後求められる社会福祉法人の姿を探りながら、例えば県高齢協全体で「基金」を設立し、地域貢献に資する事業を進めるなど、様々な取組みが考えられると思っています。

課税化を阻止する全国老施協の「これからの介護と福祉を守る1,000人集会」（9月25日・東京都）には、県内から約50人が参加します。